

春日井市新型インフルエンザ等対策行動計画の改定の要旨

1 改定の経緯

新型コロナウイルス感染症対応の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外も含めた幅広い感染症による危機に対応できるよう「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」及び「愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画」が抜本的に改定されたため、本市においても行動計画の改定を行う。

2 修正の要旨

(1) 計画期間の明記 (P 6)

国の新型インフルエンザ等対策政府行動計画や愛知県新型インフルエンザ等対策行動計画の改定等を踏まえ、定期的に見直しを行うため、計画期間を令和 8 年度から令和 13 年度までの 6 年間と明記した。

(2) 対象疾患の拡大 (P 8)

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症以外の呼吸器感染症も含めた幅広い感染症を対象とした。

(3) 時期区分の見直し (P 11)

現計画では未発生期、海外発生期などの発生に合わせた 6 区分としていたが、感染症の特徴、感染症危機の長期化、状況の変化等に応じて幅広く対応するため、準備期、初動期、対応期と対応に合わせた 3 区分に見直した。

(4) 対策項目の拡充 (P 20)

国や県が対策項目を拡充したことに伴い、本市の行動計画も対策項目を 6 項目から 7 項目に拡充し、内容を充実させた。

(5) 体系構成の整理 (P 28)

各発生時期における対策項目の取り組みとしていた体系構成を、各対策項目における各対応時期の取り組みに見直した。

(6) 対策の拡充

ア 偏見・差別等に関する啓発 (P 32)

患者が受診行動を控える等、感染症対策の妨げにもなることから、感染者等に対する偏見・差別等の防止について啓発することを明記した。

イ 偽・誤情報に関する啓発 (P 32)

SNS等を通じて誤情報や偽情報が大量に拡散すると、社会的混乱が生じることから、各種媒体を活用し、偽・誤情報に関する啓発を行うことを明記した。

ウ ワクチン接種体制の構築 (P 45)

ワクチン接種に必要となる全庁的な実施体制の確保、業務の明確化及び医師会等の関係団体との連携により接種体制を構築するとともに、臨時の接種会場を設置した場合に必要な運営要員の確保や設備の整備等を明記した。また、重篤な副反応への対応における連携体制の確保についても明記した。

エ 健康被害救済 (P 49)

予防接種により健康被害が生じた場合の健康被害救済について明記した。

3 今後のスケジュール

(1) 新型インフルエンザ等対策行動計画

令和8年6月	中間案を市議会に報告
令和8年6～7月	市民意見公募（パブリックコメント）
令和8年7月	改定完了
令和8年9月	改定後の計画を市議会に報告

(2) 新型インフルエンザ等対策行動マニュアル

令和8年8月	修正に着手
令和9年1月	修正完了

(3) 新型インフルエンザ等対策業務継続計画

令和8年8月	策定に着手
令和9年1月	策定完了